

MUSASHI KOSUGI

Townscape Formation Policy ・ Standard

武蔵小杉周辺景観計画特定地区

景観形成方針 ・ 基準



川崎市

まちづくり局 計画部 景観担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3022

E-mail：50keikan@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

## 目次

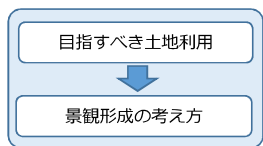
### 地区別景観形成方針・基準

⑩ 小杉町3丁目東地区	02
⑪ 武蔵小杉駅横須賀線口北地区	08
⑫ 小杉町2丁目地区 / ⑬ 小杉町1・2丁目地区	13

01

## 地区別景観形成方針・基準

○地区別景観形成基準は、地区の「目指すべき土地利用」と「景観形成の考え方」に基づき、「建築物の外観」、「敷地内の広場等」、「みどり」、「屋外照明」、「屋外広告物」などに関する基準を定めています。



地区景観形成基準

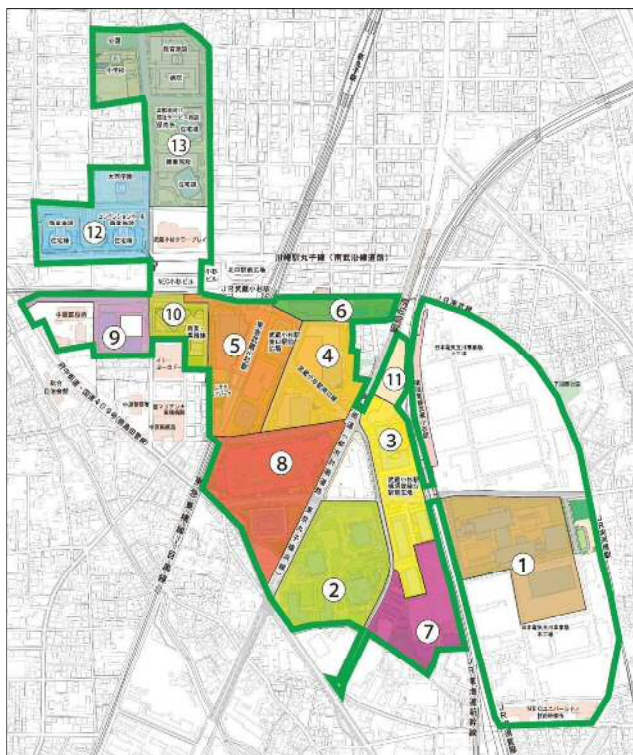
### 建築物又は工作物の形態意匠の制限

施設計画・建築物、外壁色彩、敷地・通路・広場、屋外照明、みどり など

### 屋外広告物の行為の制限

表示内容、配置、照明、広告種類 など

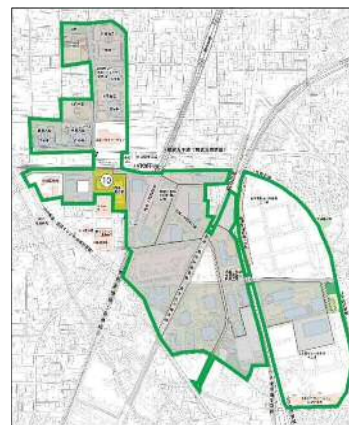
## 景観計画特定地区の区域



(凡例)

- 武蔵小杉周辺景観計画特定地区
- ① 研究開発・ものづくり地区
- ② 中丸子地区
- ③ 武蔵小杉駅横須賀線口北地区
- ④ グランド地区
- ⑤ 武蔵小杉駅南口駅前地区
- ⑥ 新丸子東3丁目北部地区
- ⑦ 中丸子東部地区
- ⑧ 新丸子東3丁目南部地区
- ⑨ 小杉町3丁目中央地区
- ⑩ 小杉町3丁目東地区
- ⑪ 武蔵小杉駅横須賀線口北地区
- ⑫ 小杉町2丁目地区
- ⑬ 小杉町1・2丁目地区

## ⑩ 小杉町3丁目東地区



### 【目指すべき土地利用】

○商業・業務、文化・交流、住宅機能の複合集積化

### 【景観形成の考え方】

- 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点として、活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合
- 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保
- 効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出

### ◆建築物又は工作物の形態意匠の制限

#### 【施設計画・建築物等のデザイン】

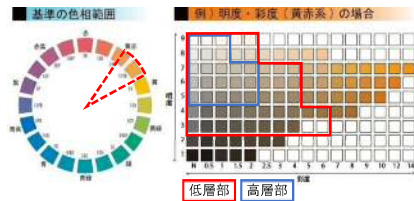
- 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、賑わいの演出に配慮する。
- 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。
- 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。
- 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫する。
- 長大な壁面となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。
- 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。
- 屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。
- 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。
- 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。
- 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、原則として落ち着いた色彩とする。



【外壁の色彩】

- 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。
- 建築物の色彩は、マンセル値で右表※建築物等の壁面の20%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては除く。
- ※表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩については、右表によらない。

	色相	明度	彩度
低層部 (地上から20m以下の部分)	5YR~2.4Y	8以上	2以下
		5以上8未満	4以下
		3以上5未満	6以下
高層部 (地上から20mを超える部分)	5YR~2.4Y	8以上	1以下
		5以上8未満	2以下



【民有地 敷地・通路・広場のデザイン】

- 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。
- 舗装材は、「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とする。
- 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。
- 広場等は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。
- 敷地内通路は、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。
- 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。
- 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。
- 通り抜けが可能な通路や小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。



【照明のデザイン】

- 省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない。
- 屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度2,000~4,000ケルビン程度）を基調とする。
- 低層部の室内における照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。
- ※にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合を除く。
- 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。
- 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。
- 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。



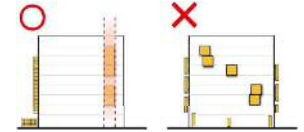
【みどりのデザイン】

- 緑化は、限られた空間を有効に活用し、賑わいに配慮しつつ、過度な植栽での街の開放感が失われないよう効果的に行う。
- 接道部や開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。

◆屋外広告物に関する行為の制限

【配 置】

- 広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。



【表示内容】

- 自家広告物に限る。

【形 状】

- 切文字式を推奨する。

【照 明】

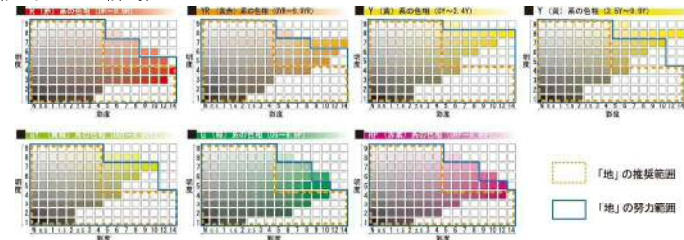
- 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しない。
- ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。  
※ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合を除く。
- 箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。
- 省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気演出するため、色温度3,000ケルビン以下を推奨する。  
※切文字式の広告物で、落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。



【色 彩】

- 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。  
※色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。
- 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努める。  
※色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。
- 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。  
※広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、右表に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。  
※次のいずれかに該当し、市長が認めた場合は適用しない。  
・アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15%以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15%以下）で使用する色彩  
・会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、色彩や字體を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩  
・写真等（乱雑でないものに限る。）

色相	明度	彩度
0R~9.9R	5以下	14以下
	5を超え7以下	8以下
0YR~9.9YR	6以下	14以下
	6を超え7以下	8以下
0Y~2.4Y	8以下	14以下
2.5Y~9.9Y	7以下	10以下
0GY~9.9GY	7以下	10以下
0G~9.9P	5以下	10以下
	5を超え7以下	8以下
0RP~9.9RP	5以下	12以下
	5を超え7以下	8以下



《事例》広告物の色彩



※印刷のため、実施の色とは若干異なる場合があります。

【文字】

○広告物の文字面積は40%以下とするともに、原則として、文字面積の2/3以上の部分を8文字以下（会社名等を使用する場合で、文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数）の単一の文節で構成するよう努める。

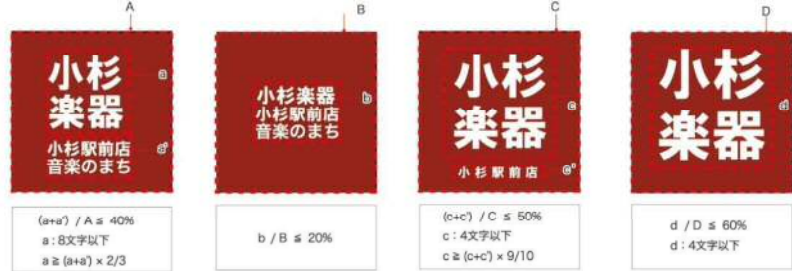
※広告物の文字面積を20%以下とした場合を除く。

※広告物の文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50%まで拡大できる。

※広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60%まで拡大できる。

※アルファベット等の場合は、文字数の算出を行う際、文字数に1/2を乗じて計算できる。

※これらの基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は設置階に設置する2㎡以下の広告物については適用しない。



《事例》文字のデザイン



【壁面看板・壁面広告幕】

○壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5m以下、横の長さ5m以下とする。

- ※次のいずれかに該当する場合を除く。
- ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合
- ・縦の長さ3m以下の切文字とする場合
- ・接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1m以下とする場合
- ・建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切文字とする場合

○壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面（建築物の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下同じ。）の上端から下方に垂直距離10mの範囲（低層部を除く）において、設置してはならない。

- ※次のいずれかに該当する場合を除く。
- ・当該建築物の壁面の上端から10mの範囲において、当該建築物の名称等を切文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10mの範囲の面積の30%以下とする場合
- ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合

○壁面広告幕は、高層部に設置してはならない。

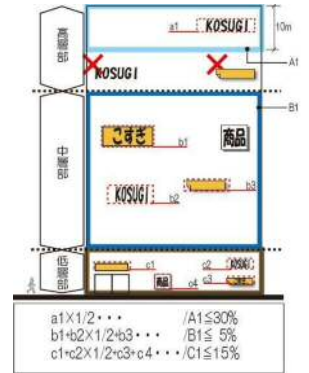
- ※共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合を除く。（以下同じ）

○中層部に設置する壁面看板・壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5%以下（切文字は1/2換算）とする。

○低層部に設置する壁面看板・壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15%以下（切文字は1/2換算）とする。

○複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさや設置する位置、間隔を揃えるよう努める。

○接地階の出入り口上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、同一の寸法で統一することを推奨する。



【枠付懸垂幕等】

○設置しない。

【窓面広告物・窓裏広告物】

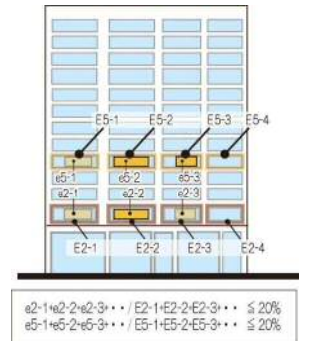
○文字の大きさは、縦の長さ0.6m以下を基本とする。

○窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。

○同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該壁面における階ごとの窓面積の合計の20%以下（切文字は1/2換算）とする。

- ※次に掲げるものに該当する場合を除く。
- ・仮設広告物の場合
- ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合
- ・窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3%以下の場合
- ・窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示又は設置しない場合

○複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努める。

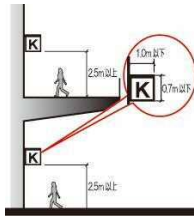


【屋上広告物】

- 設置しない。  
※建築物の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、建築物の名称等を切文字で表示する場合を除く。

【袖看板】

- 接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から 2.5m以上とし、縦の長さ 0.7m以下、壁面からの出幅 1m以下とする。  
※デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみを設置することができる。



【バナーフラッグ】

- 横の長さ 1m以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。

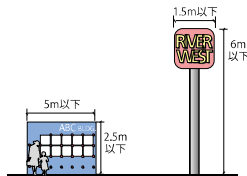
【置看板・立看板・広告旗】

- 置看板は、縦の長さ 1.2m以下、横の長さ 0.9m以下とする。
- 広告旗は、設置しない。  
※行事又は催物類の用に供するために設置する場合で、以下のものは除く。  
・設置期間を 6 か月以内とする場合  
・その規模を縦の長さ 1.8m以下、横の長さ 0.6m以下とする場合
- 立看板は、設置しない。
- 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置する。



【広告塔・広告板】

- 縦の長さ 2.5m以下、横の長さ 5m以下、表示面積の合計 25 ㎡以下とする。  
※建築物の名称等を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ 6m以下、横の長さ 1.5m以下、表示面積の合計 18 ㎡以下とする。
- 主要な入口あたり 1 箇所の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。  
※敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり 1 箇所とする。



【映像装置】

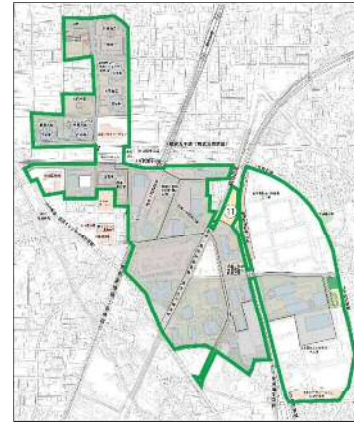
- 接地階のみの設置とし、その数は、1 壁面あたり 1 箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1 のテナントあたり 1 箇所）までとする。
- 1 壁面あたり 3 ㎡以下とする。

【目指すべき土地利用】

- 交通利便性の向上を活かした、業務機能の集積

【景観形成の考え方】

- 隣接する「くらしの軸」の暖かさや「ものづくりの軸」を意識した端正さを兼ね備えた街並みの形成



◆建築物又は工作物の形態意匠の制限

【施設計画・建築物等のデザイン】

- 中高層部は、遠景を意識し、都会的な軽快さを演出する。
- 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線とまとまりが感じられる街並みを演出する。
- 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。
- 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、賑わいを演出するためにガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにする。



【外壁の色彩】

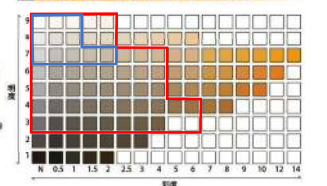
- 「くらしの軸」や「ものづくりの軸」を意識した、暖かさや端正さを兼ね備えた街並みとなるよう配色を行う。
- 建築物等の色彩は、右表に示すとおりとする。  
※建築物等の壁面の 20%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては除く。  
※街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、右表によらない。

	色相	明度	彩度
低層部 (地上から 10m以下の部分)	5YR~0Y	8 以上	2 以下
		5 以上 8 未満	4 以下
		3 以上 5 未満	6 以下
中高層部 (地上から 10mを超える部分)	5YR~0Y	8 以上	1 以下
		7 以上 8 未満	2 以下

■ 基準の色相範囲



■ 例) 明度・彩度 (黄赤系) の場合



低層部 中高層部

【民有地 敷地・通路・広場のデザイン】

- 舗装の設えは、原則として道路歩道部との調和に配慮するとともに、道路に面する部分に設ける柵は、可視可能なフェンス等を主体とした開放性の高いものとする。
- 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。
- 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。



【照明のデザイン】

- 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度 2,000～4,000 ケルビン程度）を基調として用いる。  
※商業施設の賑わいを演出する景観照明を除く。
- 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない



【みどりのデザイン】

- 緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽での街の開放感が失われないよう効果的に行う。



◆屋外広告物に関する行為の制限

【配 置】

- 広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。



【表示内容】

- 自家広告物に限る。

【形 状】

- 切文字式を推奨する。

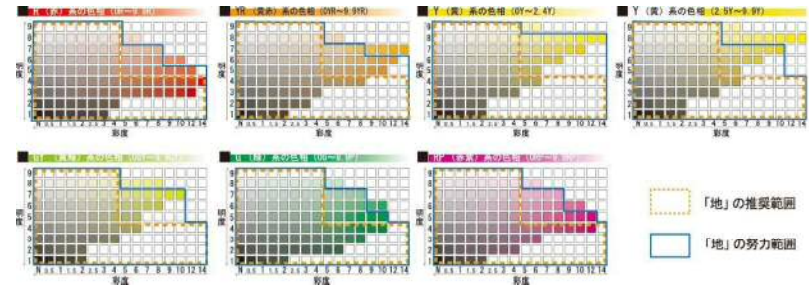
【照 明】

- 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しない。
- ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。  
※ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合を除く。
- 箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。
- 省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気を出すため、色温度 3,000 ケルビン以下を推奨する。  
※切文字式の広告物で、落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。

【色 彩】

- 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。  
※色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。
- 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努める。  
※色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。
- 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。  
※広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、右表に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。  
※次のいずれかに掲げるものに該当し、市長が認めた場合は適用しない。  
・アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15%以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15%以下）で使用する色彩  
・会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、色彩や字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩  
・写真等（乱雑でないものに限る。）

色 相	明 度	彩 度
0R~9.9R	5 以下	14 以下
	5 超え 7 以下	8 以下
0YR~9.9YR	6 以下	14 以下
	6 超え 7 以下	8 以下
0Y~2.4Y	8 以下	14 以下
2.5Y~9.9Y	7 以下	10 以下
0GY~9.9GY	7 以下	10 以下
	5 以下	10 以下
0G~9.9P	5 超え 7 以下	8 以下
	5 以下	12 以下
0RP~9.9RP	5 超え 7 以下	8 以下



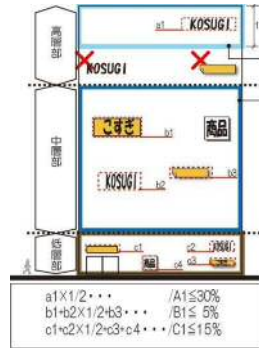
【文 字】

- 広告物の文字面積は40%以下とするとともに、原則として、文字面積の2/3以上の部分を8文字以下（会社名等を使用する場合で、文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数）の単一の文節で構成するよう努める。  
※広告物の文字面積を20%以下とした場合を除く。
- ※広告物の文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50%まで拡大できる。
- ※広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60%まで拡大できる。
- ※アルファベット等の場合は、文字数の算出を行う際、文字数に1/2を乗じて計算する。
- ※これらの基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は設置階に設置する2㎡以下の広告物については適用しない



## 【壁面看板・壁面広告幕】

- 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5m以下、横の長さ5m以下とする。
- ※次のいずれかに該当する場合を除く。
- ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合
  - ・縦の長さ3m以下の切文字とする場合
  - ・接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1m以下とする場合
  - ・建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切文字とする場合
- 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面（建築物の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下同じ。）の上端から下方に垂直距離10mの範囲（低層部を除く）において、設置してはならない。
- ※次のいずれかに該当する場合を除く。
- ・当該建築物の壁面上端から10mの範囲において、当該建築物の名称等を切文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10mの範囲の面積の30%以下とする場合
  - ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合
- 壁面広告幕は、高層部に設置してはならない。
- ※共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合を除く。（以下同じ）
- 中層部に設置する壁面看板・壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5%以下（切文字は1/2換算）とする。
- 低層部に設置する壁面看板・壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15%以下（切文字は1/2換算）とする。
- 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさや設置する位置、間隔を揃えるよう努める。
- 接地階の出入り口上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、同一の寸法で統一することを推奨する。

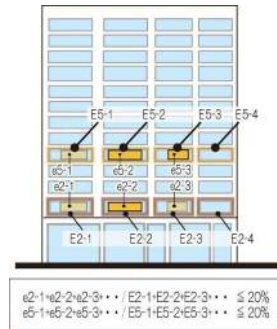


## 【枠付懸垂幕等】

- 設置しない。

## 【窓面広告物・窓裏広告物】

- 文字の大きさは、縦の長さ0.6m以下を基本とする。
- 窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。
- 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該壁面における階ごとの窓面積の合計の20%以下（切文字は1/2換算）とする。
- ※次に掲げるものに該当する場合を除く。
- ・仮設広告物の場合
  - ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合
  - ・窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3%以下の場合
  - ・窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合
- 複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努める。

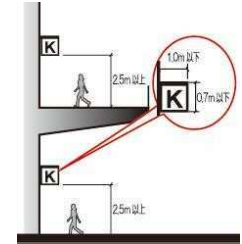


## 【屋上広告物】

- 設置しない。

## 【袖看板】

- 接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5m以上とし、縦の長さ0.7m以下、壁面からの出幅1m以下とする。
- ※デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。



## 【バナーフラッグ】

- 横の長さ1m以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。



## 【置看板・立看板・広告旗】

- 設置しない。

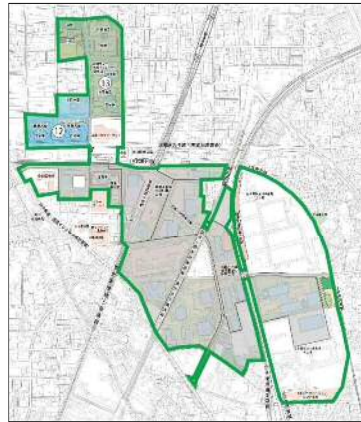
## 【広告塔・広告板】

- 縦の長さ2.5m以下、横の長さ5m以下、表示面積の合計25㎡以下とする。
- ※建築物の名称等を敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4m以下、横の長さ1.5m以下、表示面積の合計12㎡以下とする。
- 主要な入口あたり1箇所を設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさや位置を揃えるよう努める。
- ※敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所とする。



## 【映像装置】

- 接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。
- 1壁面当たり3㎡以下とする。



※上記の地区区分により、基準が異なる場合があります。特に記載がないものは、共通基準です。

【目指すべき土地利用】

⑫ 小杉町2丁目地区

○商業、文化・交流、都市型住宅機能の複合集積化

⑬ 小杉町1・2丁目地区

○医療、文教、都市型住宅機能の複合集積化

【景観形成の考え方】

- 「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並みの形成
- 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保
- 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出

◆建築物又は工作物の形態意匠の制限

【施設計画・建築物のデザイン】

- 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮する。
- 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の視線でまとまりが感じられる街並みを演出する。
- 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。
- 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫する。
- 壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。
- 外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。
- 屋外設備類は、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。
- 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。
- 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。
- 日除け TENT を設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、原則として落ち着いた色彩とする。



【外壁の色彩】

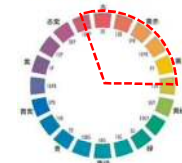
- 「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。
- 建築物等の色彩は、次の表に示すとおりとする。  
※建築物等の壁面の20%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては除く。  
※表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、次の表によらない。



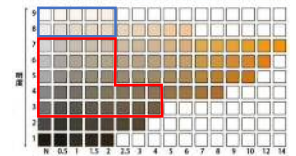
⑫ 小杉町2丁目地区

	色相	明度	彩度
低層部 ※地上から20m (文教地区にあつては10m) 以下の部分	0R~9.9R	3以上8未満	2以下
	0YR~4.9YR	5以上8未満	2以下
	5YR~4.9Y	3以上5未満	4以下
	5Y~9.9Y	5以上8未満	4以下
高層部 ※地上から20m (文教地区にあつては10m) を超える部分	0R~9.9R	8以上	1以下
	0YR~4.9YR	8以上	2以下
	5Y~9.9Y	3以上5未満	6以下

■ 基準の色相範囲



■ (例) 明度・彩度(黄赤系)の場合

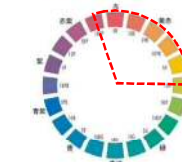


低層部 高層部

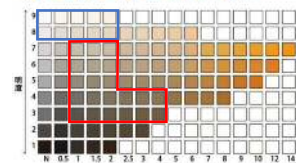
⑬ 小杉町1・2丁目地区

	色相	明度	彩度
低層部 ※地上から20m 以下の部分	0R~9.9R	3以上8未満	1以上2以下
	0YR~4.9YR	5以上8未満	1以上2以下
	5YR~4.9Y	3以上5未満	1以上4以下
	5Y~9.9Y	3以上5未満	1以上6以下
高層部 ※地上から20m を超える部分	0R~9.9R	8以上	1以下
	0YR~4.9YR	8以上	2以下
	5Y~9.9Y	3以上5未満	1以上2以下

■ 基準の色相範囲



■ (例) 明度・彩度(黄赤系)の場合



低層部 高層部



【民有地 敷地・通路・広場のデザイン】

- 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。
- 舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。
- 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。
- 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさや賑わいのある空間として整備するよう努める。
- 敷地内通路は、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。
- 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。
- 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。
- 通り抜けが可能な通路や小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。



【照明のデザイン】

- 省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない。
- 屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度 2,000～4,000 ケルビン程度）を基調とする。
- 低層部の室内における照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。  
※にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合を除く。
- 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。
- 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。
- 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。



【みどりのデザイン】

- 植栽は、「医療と文教の軸」の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出する。
- 緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努める。
- 接道部や開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。



◆屋外広告物に関する行為の制限

【配 置】

- 広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。



【表示内容】 【形 状】

- 自家広告物に限る。 ○切文字式を推奨する。

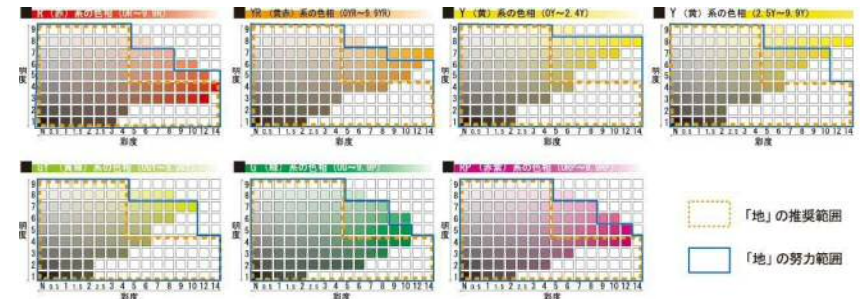
【照 明】

- 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しない。
- ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。  
※ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合を除く。
- 箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。
- 省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気演出するため、色温度 3,000 ケルビン以下を推奨する。  
※切文字式の広告物で、落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。

【色 彩】

- 広告物に使用する色彩は、原則として 3 色以内とし、蛍光色は使用しない。  
※色相及び彩度が同じ値の色彩は、1 色とみなす。
- 広告物に使用する色彩の中に明度 4 以上かつ彩度 4 以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を 2 色以内とするよう努める。  
※色相及び彩度が同じ値の色彩は、1 色とみなす。
- 広告物の「地」の部分には、明度 4 以下又は彩度 4 以下の色彩を使用することを推奨する。  
※広告物の「地」の部分に明度 4 かつ彩度 4 を超える色彩を使用する場合は、右表に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度 4 以下又は彩度 4 以下とするよう努める。  
※次のいずれかに掲げるものに該当し、市長が認めた場合は適用しない。  
・アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の 15% 以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の 15% 以下）で使用する色彩  
・会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、色彩や字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩  
・写真等（乱雑でないものに限る。）

色 相	明 度	彩 度
0R~9.9R	5 以下	14 以下
	5 超え 7 以下	8 以下
0YR~9.9YR	6 以下	14 以下
	6 超え 7 以下	8 以下
0Y~2.4Y	8 以下	14 以下
	2.5Y~9.9Y	7 以下
0GY~9.9GY	7 以下	10 以下
	0G~9.9P	5 以下
0RP~9.9RP	5 超え 7 以下	8 以下
	5 以下	12 以下
	5 超え 7 以下	8 以下



【文 字】

○広告物の文字面積は 40%以下とするとともに、原則として、文字面積の 2/3 以上の部分を 8 文字以下（会社名等を使用する場合、文字数が 8 文字を超える場合は、当該固有名称の文字数）の単一の文節で構成するよう努める。

※広告物の文字面積を 20%以下とした場合を除く。

※広告物の文字面積の 9/10 以上の部分を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を 50%まで拡大できる。

※広告物の文字数を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を 60%まで拡大できる。

※アルファベット等の場合は、文字数の算出を行う際、文字数に 1/2 を乗じて計算できる。

※これらの基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は設置階に設置する 2 ㎡以下の広告物については適用しない。



【壁面看板・壁面広告幕】

○壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1 点につき縦の長さ 5m 以下、横の長さ 5m 以下とする。

※次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合
- ・縦の長さ 3m 以下の切り文字とする場合
- ・接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ 1m 以下とする場合
- ・建築物の壁面の下端から下方に垂直距離 10m の範囲において、縦の長さ 5m 以下の切り文字とする場合

○壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面（建築物の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下同じ。）の下端から下方に垂直距離 10m の範囲（低層部を除く）において、設置してはならない。

※次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・当該建築物の壁面の下端から 10m の範囲において、当該建築物の名称等を切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から 10m の範囲の面積の 30%以下とする場合
- ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合

○壁面広告幕は、高層部に設置してはならない。

※共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合を除く。（以下同じ）

○中層部に設置する壁面看板・壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の 5%以下（切り文字は 1/2 換算）とする。

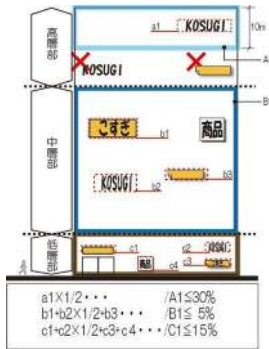
○低層部に設置する壁面看板・壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の 15%以下（切り文字は 1/2 換算）とする。

○複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置や間隔を揃えるよう努める。

○接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ 1m 以下とし、同一の寸法で統一することを推奨する。

【枠付懸垂幕等】

○設置しない。



【窓面広告物・窓裏広告物】

○文字の大きさは、縦の長さ 0.6m 以下を基本とする。

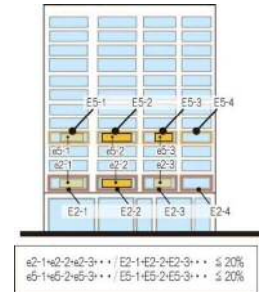
○窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。

○同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の 20%以下（切り文字は 1/2 換算）とする。

※次に掲げるものに該当する場合を除く。

- ・仮設広告物の場合
- ・共同住宅の入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合
- ・窓面広告物及び窓裏広告物の 1 壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の 3%以下の場合
- ・窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示又は設置しない場合

○複数階の窓面に設置する場合は、設置位置や幅を統一するよう努める。



【屋上広告物】

⑫ 小杉町 2 丁目地区

○設置しない。

⑬ 小杉町 1・2 丁目地区

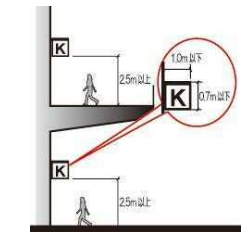
○設置しない。  
※建築物の上部に設ける目隠しの工作物を利用して物名称等を切り文字で表示する場合を除く。  
（医療文教地区のみ）



【袖看板】

○接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から 2.5m 以上とし、その規模を縦の長さ 0.7m 以下、壁面からの出幅 1m 以下とする。

※デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみを設置することができる。



【バナーフラッグ】

○横の長さ 1m 以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。

【置看板・立看板・広告旗】

○設置しない。

【広告塔・広告板】

○縦の長さ 2.5m 以下、横の長さ 5m 以下、表示面積の合計 25 ㎡以下とする。

※建築物の名称等を次のとおりを設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度 4 以下かつ彩度 4 以下又は、彩度 1 以下とし、縦の長さ 4m 以下、横の長さ 1.5m 以下、表示面積の合計 12 ㎡以下とする。

⑫ 小杉町 2 丁目地区

○商業業務住宅複合地区の川崎駅丸子線に接する敷地の入口付近

⑬ 小杉町 1・2 丁目地区

○医療文教地区の敷地入口付近



○主要な入口あたり 1 箇所の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合はできるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。

※敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり 1 箇所とする。

【映像装置】

○接地階のみの設置とし、その数は、1 壁面当たり 1 箇所（当該壁面に複数のテナントに使用されている場合には、1 のテナント当たり 1 箇所）までとする。

○1 壁面当たり 3 ㎡以下とする。

## 屋外広告物の定義

- 低 層 部：地上 10m以下
- 中 層 部：地上 10mを超え、地上 45m
- 高 層 部：地上 45mを超える
- 接 地 階：地上階又はデッキ部分に接している階
- 壁 面 看 板：建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたもの
- 壁 面 広 告 幕：布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたもの
- 枠 付 懸 垂 幕：建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 窓 面 広 告 物：窓扉等のガラス部分の外側に広告表示するもの
- 窓 裏 広 告 物：窓扉等のガラス部分の内側に表示する広告物で屋外から視認されるもの
- 屋 上 広 告 物：建築物の上部に広告表示するもの
- 袖 看 板：建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- バ ナ ー フ ラ ッ グ：建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げる布、ビニール等に広告表示するもの
- 広 告 塔・広 告 板：接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮 設 広 告 物：表示又は設置期間が 3 カ月以内であるもの



壁面看板



壁面広告幕



枠付懸垂幕



窓面広告物



窓裏広告物



屋上広告物



袖看板



バナーフラッグ

